

## 第 1 回「検討会」メモ

## 明治期の立憲政治の確立にかかわる歴史的遺産について

平成 29 年 4 月 13 日

奈良岡 聡智

## 1. 明治日本における立憲政治の確立の意義

(1) 明治維新のスローガンとしては、「尊王攘夷」がよく知られているが、「公論（公議輿論）」もそれに劣らず重要であった。「公論」に基づく政治体制の確立は、幕府関係者（松平慶永、山内容堂ら諸侯、西周、加藤弘之ら学者）、幕府外の人物（岩倉具視、横井小楠、坂本龍馬など）を問わず、広く主張されていた。1868 年の五箇条の御誓文に謳われた「広く会議を興し、万機公論に決す可し」という有名な条文は、この政治課題がいかに広く共有されていたかを象徴的に示している。以後、この精神に基づいて、憲法制定や議会開設に向けた努力が行われた。

(2) 当初明治政府は、憲法制定や議会開設を直ちに行うことには慎重であった。これに対して、概して在野の方がそれらに積極的であり、1874 年に板垣退助らが民選議院設立建白書を提出して以降、自由民権運動が盛り上がった。しかし、政府の側も、近い将来に憲法制定や議会開設を実現するという最終的目標は共有していた。岩倉使節団（1871-73 年）に加わった大久保利通、木戸孝允は、帰国後に提出した憲法意見書の中で、「君民共治」の政体確立を主張していた。1875 年には漸次立憲政体樹立の詔が出され、段階的に立憲政体を立てるという方針が示された。1881 年には国会開設の勅諭が出され、10 年後の議会開設が公約された。以後政府は、伊藤博文、陸奥宗光ら政府の有力者を憲法調査のため洋行させ、華族令の制定（1884 年）、内閣制度の発足（1885 年）、帝国大学の設立（1887 年）など準備を重ねた。こうして、1889 年（明治 22）に大日本帝国憲法（明治憲法）が制定され、翌年から議会政治が開始された。

(3) 1876 年にオスマン帝国が制定したミドハト憲法は、僅か約 1 年で停止に追い込まれた。日本の立憲政治についても、その前途を危ぶむ声は当然存在した。しかし日本では、幸い憲法が停止されるような事態は起こらず、1898 年には初の政党内閣（第 1 次大隈重信内閣）が誕生した。また、1900 年に憲法の実質的起草者である伊藤博文によって立憲政友会が創立され、以後同党は統治を担う政権政党として発展を続けた。

(4) 現代の基準からすれば不十分な点もあったとはいえ、これほど短期間に民主化が達成されたのは、世界史上の壮挙と言えるであろう。日本は、非西洋諸国の民主化・自由化のフロントランナーであった。民主化・自由化がスムーズに進まず、立憲政治の確立が大きな課題である国家が今なお多数存在することを考えるとき、日本の経験と知識は貴重であり、人類にとって普遍的意義を有するのではないだろうか。

## 2. 立憲政治の確立にかかわる歴史的遺産の保存の必要性

(1) 日本では、近代の史跡、建築物等の保存・展示は、必ずしも積極的・体系的に行われてこなかった。しかし、明治にゆかりのある歴史的遺産は、老朽化、開発などによって日々失われる危険性にさらされており、その保存は喫緊の課題である。「明治 150 年」を機に、明治期の歴史的遺産の調査を行い、価値のあるものの保存・展示を進める意義は大きい。

(2) 明治にゆかりの史跡、建築物等の保存・展示は、国よりも地方が先行して取り組んできた感がある。例えば山口県では、山口県立山口博物館、山口県文書館などで充実した展示や歴史的資料の公開が行われている他、萩市において、松下村塾、木戸孝允邸など明治関係の史跡の一体的保存・公開が進められている。高知県では、高知市立自由民権記念館、高知県立坂本龍馬記念館など、幕末・明治初期に在野で活躍した人物に関する施設が多く整備されている。岩手県には、原敬記念館や盛岡市先人記念館があり、彼らの生涯を学ぶ「先人教育」が積極的に行われている。北海道には、北海道立総合博物館、北海道開拓の村など、前近代の歴史をも踏まえて、同地域の明治以降の歩みについて知る施設が存在する。

(3) 国レベルの近年の取り組みとしては、文化庁が行っている文化財保護制度が存在する。文化庁では、従来保護の対象となくかった明治以降の文化財について、1993 年に「近代化遺産」というカテゴリーを新設し、近年その保護に積極的に取り組んでいる。また、経済産業省の「近代化産業遺産」の整備事業も注目される。この事業では、2007 年、2009 年にそれぞれ 33 件の「近代化産業遺産群」が認定され、保存・活用の検討が進められている。このうち、「明治日本の産業革命遺産」については、2015 年に世界遺産として登録され、人類共有の遺産として世界に知られるきっかけとなった。

(4) 一方、明治日本の立憲政治の確立にかかわる歴史的遺産の保存は、国レベルでの施策としては、本格的に行われていないのが現状である。前述の重要文化財としての「近代化遺産」も、そのほとんどが橋、ダム、鉄道などといったインフラ施設や工場設備である。近代以降の歴史的資料（文書資料）については、国立公文書館、宮内公文書館、衆議院憲政記念館、国立歴史民俗博物館などに保存され、常設展・特別展などを通じて、広く国民にも公開されているが、これらの機関は現代をも含む幅広い時期の資料をカバーしており、必ずしも明治期に重点が置かれているというわけではない。その世界史的重要性に鑑みれば、明治期の立憲政治にかかわる歴史的遺産の保存・展示はこれまで手薄であったという感が否めない。「明治 150 年」を機に、国が積極的に取り組む必要があるのではないか。

(5) 具体的な方策に関しては、前述した地方における取り組みの他、諸外国の例も参考

となろう。欧米先進諸国では、国の歴史を遺し、国民の記憶（ナショナル・メモリー）の拠りどころとするため、近代の産業遺産のみならず、立憲政治の発展にかかわる歴史的遺産の保存・展示に積極的に取り組んでいる例が多い。例えばアメリカ合衆国では、首都ワシントンの国立公文書館や国会議事堂などに充実した展示施設があり、見学ツアーも行われているほか、旧都フィラデルフィアやボストンの歴史保存地区に、立憲政治の歩みについて知るための施設が数多く存在する。イギリスでは、国会議事堂、最高裁判所、バッキンガム宮殿、国立公文書館などに展示施設があり、それぞれで定期的に見学ツアーが行われている。大英帝国戦争博物館別館と位置づけられている「チャーチル博物館＝キャビネット・ウォー・ルームズ」（2005年開館）という、第二次世界大戦期の内閣戦時執務室を改装した博物館も存在する。また、毎年9月にはロンドンの歴史的建造物を一般に公開する人気イベント「オープン・ハウス」が開催され、首相官邸（ダウニング街10番地）の見学も可能である。オーストラリアでは、首都キャンベラに国立公文書館、国会議事堂などの展示施設のほかに、旧議事堂の建物をそのまま活用した「民主主義博物館」があり、国政の歩みを分かりやすく学ぶことができる。

（6）日本にも、前述したとおり、衆議院憲政記念館、国立歴史民俗博物館、木戸孝允邸、高知市立自由民権記念館、高知県立坂本龍馬記念館などの施設がある。立憲政治の発展にかかわる歴史的遺産の保存を検討するに際しては、こうした既存の施設との機能分担や有機的連携について、考えていく必要があるだろう。また、近代日本の立憲政治がさまざまな政治構想・勢力の競合・妥協・対立を経て、形成・発展したものであり、それに対する評価が多様であることにも、留意すべきであろう。